

定期性総合口座取引規定＜普通預金および決済用普通預金（無利息型）を含む＞

1.（総合口座取引）

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下、「この取引」といいます。）ができます。
 - ① 普通預金（決済用普通預金（無利息型）を含みます。）
 - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下、これらを「定期預金」といいます。）
 - ③ 定期積金
 - ④ 第2項の定期預金または第3項の定期積金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。
- (4) 総合口座取引は成年の自然人に限ります。

2.（取扱店の範囲）

- (1) 普通預金は、取扱店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。
- (2) 定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は当金庫本支店で取扱います。（なお、お取引内容により、口座開設店ででのみの取扱いとなる場合もあります。）
- (3) 定期積金の預入は当金庫所定の金額、期間以上とし新規、解約は当金庫本支店で取扱います。（なお、お取引内容により、口座開設店ででのみの取扱いとなる場合もあります。）

3.（証券類の受入れ）

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち、裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立てのためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をお支払いいただきます。

4.（振込金の受入れ）

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。
- (2) 前項にかかわらず、この預金口座の名義人より、当該口座振込に係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡を知り得た後の振込金は、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。
- (3) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

5.（受入証券類の決済、不渡り）

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。
この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は取扱店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

6.（定期預金の自動継続）

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。

ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を取扱店に申出てください。

ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を取扱店に申出てください。

7.（預金の払戻し等）

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続、定期積金の解約をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、定期性総合口座通帳や定期積金掛込帳（以下、「通帳等」といいます。）とともに提出してください。

(2) 第1項および第2項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡にかかる手続きを受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が調った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。）による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。

(3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。

(4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

8.（預金利息の支払い）

(1) 普通預金（ただし、決済用普通預金（無金利型）を除きます。）の利息は、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、当該普通預金に組入れます。

(2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

9.（定期積金の支払期間）

定期積金の給付契約金は、満期日以後に払戻請求書なしで、普通預金へ入金します。

10.（当座貸越）

(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金および定期積金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。

ただし、当座貸越をもって定期積金の掛金払込みは自動支払いいたしません。

(2) 前項による当座貸越の限度額（以下、「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金および定期積金の合計額の90%（1,000円未満は切捨てます。）または300万円のうちいずれか少ない金額とします。

(3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。

なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第12条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

11.（貸越金の担保）

(1) この取引に定期預金または定期積金があるときは、第2項の順序に従い、貸越金の担保とします。この取引の定期預金および定期積金払戻金残高には、その合計額について334万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

(2) この取引に定期預金または定期積金があるときは、後記第12条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。

なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、次により取扱います。

① 貸越利率が同一となる定期預金および定期積金为数口ある場合は、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

② 定期積金に対する質権設定手続は当庫所定の方法によるものとします。

(3) ① 貸越金の担保となっている定期預金および定期積金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

② 前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

12. (貸越金利息等)

(1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合

その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率

B 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率

C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率

D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合

その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率

E 定期積金を貸越金の担保とする場合

その定期積金ごとにその約定利回りに年0.70%を加えた利率

② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

③ この取引の定期預金の全額の解約、定期積金の全額の解約により、定期預金および定期積金のいずれの残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

(2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。

(3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.6%(年365日の日割計算)とします。

13. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この預金取引において、通帳等や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、在留資格、在留期間(満了日)その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫本支店に届出てください。(なお、お取引内容により、口座開設店でのみの取扱いとなる場合もあります。)この届出の前に生じた損害については、当庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(2) 通帳等または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金もしくは定期積金の給付契約金・元利金の支払い、または通帳等の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。通帳等を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫の店頭に表示する手数料をいただきます。

14. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたうえ、払戻請求者等が預金払戻しの権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻しは、有効な払戻しとします。

15. (即時支払)

(1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。

① 支払いの停止または破産、再生手続開始の申立があったとき

② 相続の開始があったとき

③ 第12条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき

④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき

② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

③ 定期積金掛金の払込みが6か月以上遅れているとき

16. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第18条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第18条第3項各号の一にでも該

当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

17. (取引の制限事由等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者で、当金庫に届出を行った在留期間（満了日）が経過したときは、当金庫は入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項から前項までに定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合には、当金庫は当該取引の制限を解除します。

18. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、この預金通帳および届出の印章をご持参のうえ、当金庫本支店に申し出てください。(なお、お取引内容により、口座開設店ででのみの取扱いとなる場合もあります。)この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金、定期積金の記載がある場合で、定期預金、定期積金の残高があるときは、別途に定期預金証書（通帳）、定期積金証書を発行します。
- (2) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止し、または貸越取引を解約できるものとします。
また、次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第22条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると判断した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員ではなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、また次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、また便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫に信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E その他全各号に準ずる行為

- (4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金取引を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

この場合、当金庫は相当な期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

19. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、発信時に効力が生じる旨の定めがあるものを除き、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

20. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。
- ① この取引の定期預金および定期積金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金および定期積金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
- ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率および定期積金の利回りはその約定利率（利回り）とします。

21. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を当店に届出てください。また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響を及ぼす事由（補助・保佐・後見の開始等）が生じたときも、同様に当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他の必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面にて届出てください。
- (5) 前 4 項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は、取消しを主張できないものとします。

22. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、預金契約上の地位その他普通預金取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。また、定期預金または定期積金その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳等は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものとし認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

23. (保険事故発生時における預金者および定期積金契約者からの相殺)

- (1) 定期預金および定期積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が発生した場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。

なお、定期預金または定期積金が第 11 条第 1 項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
- ② 複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定してください。ただし、相殺により貸越金为新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額および相殺日までに要する未収利息を優先して貸越金に充当することとします。

また、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

- ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- 定期積金の利息相当額の計算方法については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利回を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、当座貸越利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫は請求しないものとします
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

24. (準拠法令、合意管轄)

- (1) 本規定の準拠法は、日本法とします。
- (2) 本規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、本店所在地を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

25. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法 548 条の4）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- (2) 前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

以 上
(2023.4)